

八、労働組合の役員又は組合員は労働争議遂行の目的を以て監視、訪問、不買同盟、團體的示威又は文書の頒布若くは貼付を爲したるの故を以て處罰せらることなし。

九、労働組合の組合員たる未成年者又は有夫の女子は組合員としての行為に關し法定代理人の同意又は夫の許可を要せず。

十、労働組合は司法裁判所の判決を経るにあらずれば解散することなし。

十一、地方長官は労働組合の規約又は決議法令に違反するものありと認めたるときは警告を發し、若し應ぜざる場合はその取

消變更を裁判所に出訴する事を要す。

十二、六に違反したる雇主又は代理人は六ヶ月以上三ヶ年以下の懲役に處す。

健康保険法改正要綱（第一回大會決定）

主 文

我等は健康保険法が實施されて六年、其の間に於ける體験に鑑み現行法に幾多の缺點あるを認め、左記要綱に基く改正を即時政府に於て施行せられん事を要求す。

改 正 要 綱

第二章 被保険者の範囲

一、原則として現行法に於ける強制保険と任意保険の區別を廢し、全部一括して強制保険とする事。（現行法第十三條及第十

四條の修正）

二、左記各項に於ける労働者に適用範囲を擴張する事

イ、労働者災害扶助法を適用さる労働者

ロ、一定數以上の商業使用人

ハ、家内工業に從事する労働者

ニ、棧橋、倉庫、波止場、岸壁、停車場、駁船、船舶等の相互間に於て貨客の輸送運搬に從事する労働者並に平水航路、湖

川港灣のみを航路定限とする汽船、帆船、駁船、曳船、ランチ、不登浦船、其他船舶法の適用を受けざる各種船舶乗組員

ホ、古船解体事業に從事する労働者

ヘ、其他一般被保険者（以上現行法第十三條及第十四條の修正）

三、被保險資格の取得及喪失

右については解雇後一定期間は何等手續を要せずして、被保險者たる資格を確保すること。（現行法第十八條の修正）

第三章 保 險 者

第二十二條規定の健康保険組合設立に付いては、政府は積極的にこれに助長し、第二十八條規定の趣旨に基づき認可の申請めりたるときは迅速なく認可の手續をとるべき事。

第四章 保 險 給 付

一、給付範囲は大體に於て疾病、負傷、死亡、分娩とす（現行法第一條）